平成29年8月10日 第11913号

_	1 724		,	- / •																				>	•
	0	0	0	<i>-</i>	0	0	<u>-</u>	0	70FF	0	#	0	0	_ _	0		0	111	0	0	_				
	公共施	"	"	の 完 了	開発許	土地改	ションセ	岡山県	理者の募	岡山県	集	おかや	岡山県	定管理者	岡山県		指定地	出	指定障	指定障					到 ·
	設に係				可を受	良区役	ンター	岡 山 リ	集	南部健		ま 旧 日	立美術	の募集	吉備高	<u>.</u>	域相談		害 福 祉	障害福祉	【告				Щ
	る開発に				けた開発	員の退な	の指定な	サーチ。		康づくり		銀ホー、	館の指字		原都市り	公	支援の東		サービュ	サービュ	告		目	ļ	県
	行為に関				発行為に	任及び就	管理者の	パークイ		りセンタ		ルの指定	定管理者		センター	告】	事業の廃		スの事業	ス事業者	示】		次	,	公
	する工事				関する工	任届	募集	ンキュベ		一の指定		管理者の	の募集		区広場の		止の届出		の廃止の	の指定				į	報
	の				事			1		管		募			指				届						発 行
	11	JJ	IJ		建築指導課	耕地課		産業振興課		健康推進課		II	文化振興課	課	中山間・地		II		IJ	障害福祉課			担当課		岡 山 県
								,,,,							域振興								室)	*	3
																				○ 岡山県立博物館の指定管理者の募集	○ 岡山県立図書館の指定管理者の募集	募集	〇 岡山県生涯学習センターの指定管理者の【著音器員名】	ì	目次
																				JJ	"		教育委員会		担当課(室)

# ◎岡山県告示第四百二十三号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サー (平成十七年法律第百 ビス事業者を指定し

平成二十九年八月十日

木

太

事業所の名称及び所在地

リンクスライヴ笠岡

所在地

笠岡市十一番町

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社リンクスライヴ

主たる事務所の所在地

**倉敷市茶屋町二一○四番地** 

指定年月日

平成二十九年八月

兀 事業所番号

三三一〇五〇〇四〇

サービスの種類

五.

就労継続支援 (A型)

事業所の 名称及び所在地

1

2 所在地

真庭市高屋三七六番地一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人慶光会

2 主たる事務所の所在地

指定年月日真庭市蒜山上福田一二〇一番地

事業所番号平成二十九年八月一日

兀

サービスの種類三三一一四〇〇二八一

五.

就労継続支援 (B型)

# ◎岡山県告示第四百二十四号

二十三号)第四十六条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ (平成十七年法律第百 ビスの事業を廃止す

る旨の届出があった。

平成二十九年八月十日

木

太

事業所の名称及び所在地

久ステップ笠岡

2 所在地

笠岡市十一番町

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人未来想造舎 久

主たる事務所の所在地

**倉敷市茶屋町二一一一番地六** 

平成二十九年七月三十一

廃止年月日

事業所番号

三三一〇五〇〇三五四

兀

サービスの種類

五.

就労継続支援 (B型)

事業所の 名称及び所在地

1

デイセンター

2

真庭市下市瀬六五三番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 真庭市蒜山上福田一二〇一番地八 主たる事務所の所在地

平成二十九年七月三十一日

兀

三三一一四〇〇一五八 事業所番号

就労継続支援 (B型)

五.

サービスの種類

### 岡山県公報 第11913号 平成29年8月10日

# ◎岡山県告示第四百二十五号

二十三号)第五十一条の二十五第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 次の指定地域相談支援の事業を廃

止する旨の届出があった。

平成二十九年八月十日

事業所の名称及び所在地

木

太

相談支援事業所 ゆいまーる

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見六〇四二一六

一般社団法人結

主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見六〇四二一六

廃止年月日

平成二十九年六月三十日

兀 事業所番号

三三三二七〇〇〇一六

五.

地域定着支援

三四六〕 一山県吉備高原都市センター 第九条の 規定により、 区広場条例 指定管理者を次のとおり募集する。 (平成四年岡山県条例第五

平成二十九年八月十日

山県知事 原 木

太

市センタ 区広場 以下 「広場」

2

加賀郡吉備 · 央 町

(1)

3

施設概要

コリド ル

〇〇〇平方メ

ル

施設内容

(T) コリド ル 

鉄筋コ ク 造二階建ステンレ ス 製切妻屋根

内径約五五 メ ル 延床面積 六八三平方メ

(1) 円形広場 直径約五五

(ウ) 長屋門 コ  $\vdash$ · 造 二

(2)交通広場

T 〇〇〇平方メー

施設内容 駐車台数 乗用車 〇六台、 障害者用六台、 ス三台、

指定管理者が行う管理の基準

条例施行規則 区広場指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。 指定管理者が行う広場の管理の基準は、 (平成四年岡 .県規則第百三十四号) 山県規則第八号)、 条例、 及び別に示す 指定管理者の 岡山県吉 備高原都市セ 指定の申請等に関する規 都市 -区広

指定管理者が行う業務の範囲

「施設等」 という。)  $\mathcal{O}$ 

- 2 施設等の維持管理に関すること。
- 3 その他広場の運営に関すること。
- 四 指定管理者の指定の期間

成三十五年三月三十一日まで (予定)

五 利用料金及び管理運営費

施設等の て収受し 広場の に係る料金 管理運営に要する費用 以下 「利用 料金」 以下 「管理運営費」 指定管理者自ら

充てるため、 利用料金そ 県は、  $\tilde{\mathcal{O}}$ 指定管理者に対し、 他の広場の管理運営に係る収 指定期間中 に指定管理料を支払う。 0 管理

に、 等収入見込額を差し引いた額とし、 県と指定管理者が 指定管理料  $\mathcal{O}$ 額は、 締結する協定におい 指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料 公募の際に指定管 から提案の

## 六 指定の申請の方法

応募資格

- (1) 県内に本店、 以下 支店又はこれに準ずる事務所を置 とい であること。 き、 又は置こうとする法人そ
- (2)0 れにも該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 項を準用する場合を含む。) 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項  $\mathcal{O}$ 規定により県に おける一 般競争入札等の 加を
- 工 規定による指定の取消しを受けたことがある者 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百 項
- オ 公正な価格の成立を害し、 おける指定管理者の指定の手続にお くは不正の利益を得るため いて、 公正な手続を妨
- 力 道府県税) に納税義務が 並 び に消費税及び地 方消費税に未納があ 0 所 在
- (3) $\mathcal{O}$ (業務を執行する社 執行役その 他これ 6

を含む。) 0 1 ずれにも該当しないこと。

- 第二条第三号に規定する暴力団員等をい 暴力 団員 ( 岡 山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡山県条例第五十 -同じ。) に該当する者
- 1 暴力団 山県暴力団排除条例第二条第一 号に規定する暴力団をいう。
- 同じ。) 力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し
- 募集要項の配布

暴力団又は暴

### (1)

五 県条例第二号) 時までとする。 平成二十九年八 第一条第一 八月十日 ただし  $\widehat{\pm}$ 県の 項に規定する休日を 休日 から 同年十月 ( 岡  $\mathcal{O}$ V 日 · う。) 日を定める条例 火 までの 午前 九 時 元年

### (2)

山県県民生活 部中 地域振 市 地域

七〇〇-八五七〇 岡山市北区 内山下二

話 七二六 (直通)

ファックス 〇八六 兀 六

電子メー ル アド ス chusankan@pref.okayama.lg.jp

### (3) 配布方法

用封 お、 請求すること。 ゥ 筒 郵送を希望する場合に 期間 口一 (角形二号 表に 内 (2)「募集要項請求」 0 (A 四 サ 場所に は、 県県民生活部中 お 宛先を明記 て直接に、 と朱書きし 又は郵送に 二百五十円分の 郵便で(1) 地域 振興課 より配布を受けること。 間 ホ 切手を貼った返信 内 に (2)  $\sim$ 

ス http://www.pref. okayama.jp/soshiki/16

### 明会 (現地説明会)

### (1)

平成二十 月三十 日  $(\pm)$ 午後二時

か

### (2)

(1) ほ か 加 込方法等に  $\sim$ て は 募集要項で定めるところに

- 指定の申請の受付
- (1) 受付期間
- ? ?
- (2) 提出書類
- ア 指定管理者指定申請書 (以下「指定申請書」とい
- イ 広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ※ 注 の 村 写
- 工 指定申請書を提出する日  $\mathcal{O}$ 属する事業年度におけ る法人等の事業計画書及び

収支子算書

才 請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあ 指定申請書を提出する日 収支決算書及び財産目録 書を提出する日 ては前々事業年度に の属する事業年度の前事業年度における法人等 において前事業年度に 以下

時における財産目録とする。

規約その他これらに類す

キ 法人にあっては、法人の登記事項証明書

力

- ク 役員の名簿
- ケ 12の欠格事由に該当しない旨の申立書
- 13の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ

- サ その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法
- 2(2)の場所へ持参し、 又は郵送すること。 なお、 郵送による場合
- 平成二十九年十月十日 火 必着とすること。
- 七 指定管理者の候補の選定
- 1 指定管理者候補選定委員会の設置

県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、 指定管理者 て審査基準に基づ て審査を行 提出された申請書類 募集要項に定め 以下

審査基準

(1)

 $\mathcal{O}$ 

内

容が利用者

の平等な利用を確保することができるも

 $\mathcal{O}$ 

- (2)営が図ら であること。 機能を最大限に発揮させるととも 効率的 な管理運
- (3)事業計画に沿 た管理を安定して行うことができるもの であること。
- (4)  $\mathcal{O}$ 管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するも
- 3 選定結果の通

指定管理者の候補の選定結果は、 に宛てて通知するとともに、 県の 指定の申請をした法人等 ホ ジ等で公表する 以下 (平成二十九

八

指定管理者の指定

十一月を予定)。

指定管理者として指定する。 指定管理者の候補に選定され ては、 県議会に おける議決を経た後に

- 九
- 提出書類は、 返却しな
- 2 ため必要な場合には、 提出書類の著作権は、 提出書類の全部又は一 申請者に帰属する。 ただし、 部を無償で使用することがあ 指定管理者の
- 3 申請に係る経費は、 全て申請者の 負担とする。
- となる。 個人情報保護条例 提出書類は、 岡山県行政情報公開条例 (平成十四 年岡 山県条例第三号) (平成八年 に基づく情報公開 県条例第三号) 0 及び
- 申請書類が受理された後に辞退する場合 は、 辞退届を提出すること。
- 6 は 不正な行為が 提出書類に虚偽又は不正が あ 0 た場合その 又は関係者におい て不適法又
- 募集要項に定めるところによる。

(三四七) 岡山県立美術館条例 (昭和六十三年岡山県条例第十一 以下

第十五条の規定により 指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

太

岡山県立美術 以下 「美術館」

2

山市北区天神

- 町
- 施設概要
- (2)敷地面 七二一平方メ ル (土光敏夫先生記念苑を含む。)

三五〇平方メ

- (3)二六九平方 ル (駐車場を含む。)
- 指定管理者が行う管理の基準

(4)

施設内容

常設展示室、

企画展示室、

館ホ

ル

規定するとおりとする。 年岡山県規則第百三十四号)及び別に示す 六十三年岡山県規則第十四号)、 指定管理者が行う美術館の管理の基準は、 指定管理者の指定の 関する規則 (平成十

指定管理者が行う業務の範囲

- 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 知事 が 必要と認める業務
- 指定管理者の指定の期間

日 から平成三十五年三月三十一 日まで (予定)

五. 管理運営費

美術館の管理運営に 要する費用 に充てるため、 指定管理者に対 指定期間

中 に指定管理料を支払う。

際に指定管理者 て定める 指定管理料の 額は、 指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、 た金額を基に、 理者が 締結する協定にお

## テ 指定の申請の方は

- 1 応募資料
- (1)以下 支店又はこれに準ずる事務所を置き、 という。) であること。 又は置こうとする法人そ
- (2)次  $\mathcal{O}$ れにも該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 項を準用する場合を含む。) 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項(同 の規定により県における一般競争入札等の
- 工 規定による指定の取消しを受けたことがある者 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百 兀
- オ 公正な価格の成立を害し、 県における指定管理者の指定の手続において、 若しくは不正の利益を得るために連合 その 公正な手続を妨
- 力 0 都道府県税) (県に納税義務がない 並びに消費税及び地方消費税に未納があ 、者にあ 0 ては、 本店又は 所の
- (3)法人等の役員 次の (業務を執行する社員、 いずれにも該当しないこと。 取締役、 執行役その 他これ 5 準ずる者
- 第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。 暴力団員等 (岡山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡 以下同じ。) 山県条例第五十 に該当する者
- 暴力団 (岡山県暴力団排除条例第二条第 号に規定する暴力団をいう。
- 暴力 団又は暴 力団員等と社会的 に非難されるべき関係を有

又は暴力団員等

## 2 募集要項の配布

(1)

配布期間

まで及び午後一 平成二十九年八 る条例 (平成元年 時 八月十日 から午後五時までとする。 (木) 県条例第二号) 同年十月十日 ただし、 条第一 (火) 項に規定す までの 午前 Щ 日を

### (2) 配布場所

. 県環境文化部文化振興課文化 振興班

八 五 山市北区 内山下二丁目四番六号

(直通)

· ツクス Ŧī.

ル ス bunkasin@pref.okayama.lg.jp

### (3)

用封 (2)の場所へ お、 ダウンロ 筒 郵送を希望する場合には、 期間内 (角形二号  $\mathcal{O}$ 表に 請求すること。 に (2) 「県立美術館募集要項請求」  $\mathcal{O}$ (A四サイズ り場所に お 宛先を明記 て直接に、 山県環境文化部文化振興課のホ 又は郵送に 三百八十円 より配布を受けること。 分の切手を貼った返信 郵便で(1)

-ジアド ス http://www.pref.okayama.jp/soshiki/23

募集説明会 (現地説明会)

### (1) 開催日時

(2)

その他 平成二十九年八 月三十日 水 午後一時三十分か

よる。

0 か、 開催場所、 加申 込方法等に 募集要項で定めるところに

指定の 申

(1)

(2)提出書類

期間

指定管理者指定申請書

美術館の管理に係る事業計 画 [書及び支出

以下

「指定申請書」

ゥ

工 書を提出する 日  $\mathcal{O}$ 属する事業年度に おけ る法 人等の事業計 画書及び

オ 指定申請 書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の 収支決算書及び 「事業報告書等」 という。)。

され におけ 指定申 る財産目録とする。 請書を提出する日 この属する 0 て は前 事業年度に設立された法 事業年度に て前事業年度に おけ る事業報告書等とし、 おける事業報告書等が あ

カ 規約その 他これらに類す

丰 あっ て 法 の登記事 項証 明書

カ

ケ な 0

コ な

その他募集要項で定め る書

(3)

提出場所及び提出方法

(2)の場所へ持参し、 平成二十九年十月十日 又は郵送すること。 火 なお、 必着とすること。 郵送による場合

七 定管理者の候補の選定

指定管理者候補選定委員会の設

ころにより、 環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、 指定管理者 0 て審査基準に基づ 候補を選定する。 て審査を行 提出 された申請書 募集要項に定め 以下

審査基準

(1) 画の 内容が 住民の平等な利 用を確保することができるもの であること。

(2)画の内容が美術館 の機能を最大限 発揮させるとともに、 その 管理に係

る経費の縮減が 図 うれるも であること。

(3)事業計画に沿 0 た管理を安定して行うことができるものであること。

(4) 他美術館  $\mathcal{O}$ 業務を効果的に行うため 知事が 必要と認め る基準に適合するも

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の 月を予定)。 に宛てて通知す るとともに、 選定結果は、 県の 指定の申請をした法人等 ホ ジ等で公表する 以下 「申請者」 (平成二十

八 指定管理者

指定管理者の候補に選定された法人等につい ては、県議会における議決を経た後に、

指定管理者として指定する。

### 九その他

- 提出書類は、返却しない
- 2 ため必要な場合には、 提出書類の著作権は、 提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。 申請者に帰属する。 ただし、 指定管理者の 公表等
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 個人情報保護条例 提出書類は、 岡山県行政情報公開条例 (平成十四年岡山県条例第三号) (平成八年岡山県条例第三号) に基づく情報公開の 及び岡
- 申請書類が受理された後に辞退する場合は、
- 提出書類に虚偽又は不正が あ 申請を無効とする。 0 た場合その他申請者又は関係者において不適法又
- 7 工事のため美術館を休館とする予定である。 平成二十九年十二月十一日 月 から平成三十年四月十 (木)
- 8 公告に定め
- 問い合わせ先
- 六2(2)の場所

三四 一山県おかやま旧日銀ホ 規定により、 - ル条例 指定管理者を次のとおり募集する。 (平成十六年岡山県条例第三十

平成二十九年八月十日

山県知事 木

太

おかやま ホ ル 以下 旧日 ホ ル

2

山市北区内 目六番二〇号

- 3 施設概要
- (1)敷地面
- (2)八平方 ル
- (3)四六四平方
- (4)施設内容 多目的ホ

## 会議室

指定管理者が行う管理の基準

関する規則 指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。 条例施行規則 指定管理者が行う旧日銀ホ (平成十七年岡山県規則第百三十四号) (平成十六年岡 山県規則第六十八号)、 条例、 及び別に示すお 指定管理者 岡山県 お かやま旧 カ

- 指定管理者が行う業務の範囲
- 旧日 の施設及び設備 以下 「施設等」 う。 )  $\mathcal{O}$ 利用
- 施設等の維持管理に関すること。
- 3 条例第二条第一 項に規定する業務の実施に
- その他旧日銀ホ 関すること。
- 指定管理者の指定の

成三十年四月

から平

成三十五年三月三十一

日まで

( 予 定

金及び管理運営費

五.

· う。 ) は、 指定管理者自

充てるも て収受し、 旧日銀 ホ ル 管理運営に要する費用 以下 「管理運営費」 という。)

利用料 理運営費に充てるため、 金その 他  $\mathcal{O}$ 旧 日銀 県 ホ は、 ル 指定管理者に  $\mathcal{O}$ 管理 運営に係る 対 収 指定期 入の 間中 指定管理 旧

に、 等収入見込額を差し 指定管理料 引い  $\mathcal{O}$ が 締結する協定におい た額とし、 は、 指定管理者の業務に係る経費 公募の 際に指定管理者 の支出見込額 から提案の

## 1 心募資格

- (1) 本店、 以下 支店又はこれに準ずる事務所を置 き、 又は置こうとする法人そ
- (2)0 れにも該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 項を準用する場合を含む。) 制限されてい 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項(同  $\mathcal{O}$ 規定により県における一 般競争入札等 0
- 工 規定による指定の取消しを受けたことがある者 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百
- オ 力 公正な価格の成立を害し、 県における指定管理者の指定の手続において、 (県に納税義務がない者にあっ 若しくは不正の利益を得るために連合した者 ては、 その 本店又は主たる事務 公正な手続を妨 所 げ  $\mathcal{O}$
- (3)法人等の役員 (業務を執行する社員、 取締役、 執行役その れ

都道府県税)

並びに消費税及び地方消費税に未納があ

- 第二条第三号に規定する暴力団員等を 団員等 (岡山県暴力団 排除条例 (平成二十二年岡 -同じ。) に該当する者
- 排除条例第二条第 に規定す

2 募集要項の配布 暴力団又は暴 、団員等と社会的に非難されるべき関係を有し

### (1) 配布期間

定める条例 まで及び午後一 平成二十九年八 (平成元年岡 時 から午後五時までとする。 月 十月 山県条例第二号)第一条第一 (木) 同年十月 ただし、 十月 項に規定する休日をいう。) 午前 (岡 )休日を

### (2) 配布場所

岡山県環境文化部文化振興課文化振興班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四

電話 〇八六一二二六一七九〇一(直通)

ファックス 〇八六一二三三一五七二〇

電子メールアドレス bunkasin@pref.okayama.lg.jp

### (3) 配布方法

用封筒 から お、 (2)ジダウン 0 郵送を希望する場合に 期間内 場所 (角形二号 口一 へ請求すること。 に (2) -ドす 旧 0 (A 四 サ 場所に は お ル募集要項請求」 宛先を明記 て直接に、 県環境文化部文化振興課の 又は郵送により配布を受けること。 三百八十円 分の切手を貼った返信 郵便で(1) ホ

ムペ ス http://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/

# 募集説明会(現地説明会)

### (1) 開催日時

平成二十九年八月二十八日(月)午後一時三十分か

### (2) その他

(1)  $\mathcal{O}$ ほ カコ 加 込方法等に 募集要項で定めるところに

### よる。

) とけ目

指定の

申

### (1) 受付期間

2 1) り り

- (2) 提出書類
- ア 指定管理者指定申請書(以下「指定申請書」という
- 7 旧日銀ホールの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ウ 法人等の概要

工

書を提出する日

 $\mathcal{O}$ 

属する事業年度に

おけ

人等の事業計

画書及

- オ 指定申請書を提出する日  $\mathcal{O}$ 属する事業年度 の前事業年度における法
- における財産目録とする。 請書を提出する日 指定申请 請書を提出する日 収支決算書及び財産目録 の属する事業年度に設立された法人等にあ におい は前々事業年度に て前事業年度に 以下
- カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- キ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ク役員の名簿
- ケ 12の欠格事由に該当しない旨の申立書
- コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書
- サ その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法
- 2(2)の場所へ持参し、 平成二十九年十月十日 又は郵送すること。 火 なお、 必着とすること。 郵送による場合
- 七 指定管理者の候補の選定
- 1 指定管理者候補選定委員会の設置
- 出書類」という。) 環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、 指定管理者 0 て審査基準に 候補を選定する。 基づ 11 て審査を行 提出された申請書類 募集要項に定め 以下
- 2 審査基準
- (1) 住民 0 利 を確保することができるもの であること。
- (2) 内容が旧 銀ポ れ ル 0) であ 効用を最大限に発揮させるとともに、 その

- (3)事業計画に沿 った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4)旧日銀ホ ル の業務を効果的に行うため知事 が必要と認める基準に適合
- 3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、 指定の申請をした法人等 以下 「申請

に宛てて通知するとともに、 県の ホ ム ジ等で公表する (平成二十九年

十一月を予定)。

指定管理者の候補

指定管理者の候補に選定された法人等に ては、 県議会に おける議決を経た後に

指定管理者として指定する。

九 その他

提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、 申請者に帰属する。 指定管理者の

ため必要な場合には、 提出書類の全部又は一 部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、 山県行政情報公開条例 (平成八年 岡山 県条例第三号) 及 び

個人情報保護条例 (平成十四 年岡 山県条例第三号) に基づく情報公開 0

となる。

5 申請書類が受理された後に 辞退する場合は、 辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正が あ 0 た場合その 他申請者又は 関係者において不適法又

は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

な 募集要項に定めるところによる。

問い合わせ先

六 2 (2)の場所

(2)

延床面積

四 九 四

・九五平方メ

(三四九) 第十条の規定により 岡山県健康づくりセンター条例 指定管理者を次 ( 平成 九年岡 のとおり 山県条例第十五号。 募集する。 以下

平成二十九年八月十日

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

岡山県南部健康づくりセンター(以下

所在地

岡山市北区平田四〇八

3 施設概要

(1) 敷地面積 一五、一五六・〇二平方メ

ただし、 右記面 くり財団附属病院敷地部分一  $\mathcal{O}$ 県が普通財産  $\mathcal{O}$ 貸付 六八平方メ る部 分 (公益財団

ついては、管理の対象外とする。

益財団法人岡 管理業務のみ 右記面積のうち、 山県健康づく 対象外とする。 (運営は対象外) り財 県が行政財産 団入居部分二、 を行う。 岡山県難病相談支援センター 目 外使用許可を行っ 工 9

(更衣室等を含む。)、 事務所、 口

쑄

(3)

スチェ ツ 工 ア 口 ス スタジ オ 大会議

指導室、健診ゾーン質

ニング室、 小会議 室、 放 **然研究室、** 

四階 機械室等

地下一階 機械室、監視員室等

屋外 テラス、中庭、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセ  $\mathcal{O}$ 管理 第十五号)、 基準は、 指定管理者 条例、 岡山 県健康づくり

指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。 (平成十七 年岡山県規則第百三十四号) 及び別に示す 県南部健康づくり

- 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 2 施設及び設 (以下 「施設等」

- 3 施設等の 維持管理に関すること
- $\mathcal{O}$ 運営に

# 日から平

指定管理者の指定の ·成三十五年三月三十一日まで (予定)

五. 金及び管理運営費

充てるも 施設等の利用に係る料金 て収受し、 のとする。 の管理運営に要する費用 以下 利用 以下 「管理運営費」とい は、 . う。 )

に、 等収入見込額を差し引いた額とし、 運営費に充てるため、 なお、 県と指定管理者が 指定管理料の 利用料金その 額は、 県は、 締結する協定におい 他のセンター 指定管 指定管理者に対し 理者の業務に 公募の際に指定管理者 の管理運営に係る て定める。 指定期間 収 0 の支出見込額 中に指定管理料 ほか

# 方法

応募資格

- (1) 県内に本店、 支店又はこれに準ずる事務所を置 き、 又は置こうとする法人その
- 団体 (以下 「法人等」 という。) であること。

(2)

法人等又はその代表者が、

次

れにも該当しないこと。

- T 法律行為を行う能力を有 ない
- ウ 昭昭 和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四第二項  $\mathcal{O}$ 規定によ り 県に おけ る 一 般競争 入札等 0 加を
- 工 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第十

規定による指定の取消しを受けたことがある者

- 才 る指定管理者の指定の 成立を害 手続にお いて、 の利益を得るために連合した者 その公正な手続を妨げた者又
- 力 の都 (県に納税義務がない 並びに消費税及び地方消費税に未納があ 、者にあ 0 ては、 本店又は 主たる事務所の
- を含む。) 0 (岡山県暴力団排除条例 いずれにも該当しないこと。 (平成二十二年岡 山県条例第五十

(3)

人等の役員

(業務を執行する社員、

取締役、

執行役その

他これらに

準ずる者

- 第二条第三号に規定する暴力団員等をい 暴力団 暴力団員等 (岡山県暴力団排除条例第二条第一 . う。 以下 号に規定する暴力団をいう。 -同じ。) に該当する者
- 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し

又は暴力団員等

## 3 募集要項の配布

(1)

配布期間

五 県条例第二号) 時までとする。 平成二十九年八 第一条第一 ただし 八月十日  $\stackrel{\textstyle (}{\star}$ 県の 項に規定する休日を 休日 から 同年 岡 Ш 十月  $\mathcal{O}$ V う。 日を定める条例 火 までの午前 伞 元年

### (2) 配布場所

岡山県保健福祉部健康推進課健康づくり班

〒七〇〇-八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三二八 (直通)

ファックス 〇八六一二二五一七二八三

電子メールアドレス kensui@pref.okayama.lg.jp

### (3) 配布方法

期間 に直接受け 取ること。 また、 ホ

ページからダウンロードすることもできる。

 $\sim$ 

ス

http://www.pref.okayama.

jp/soshiki/36/

募集説明会(現地説明会)

### (1) 開催日時

平成二十九年八月三十日(水)午後二時から午後四時(一十イ)日

まで

- (2)
- か、 開催場所、 加申込方法等に 募集要項で定めるところに

- 指定の 申 請
- (1)
- (2)
- 指定管理者指定申請書 议
- 管理に係る事業計画 収支予算書
- 書を提出する 日の 属する事業年度に おけ 人等の事業計画書及

- 工 法人等にあってはその設立時 る事業報告書等とし、 作成されてい の事業報告書、 指定申請書を提出する日 指定申請書を提出する日 法人等にあ 収支決算書及び財産目録 指定申請書を提出する日 っては前 における財産目録 属する事業年度の 事業年度を除 て前事業年度に 。 以 下
- オ 寄附行為、 規約その 他これらに類す
- 力 法人にあっ ては、 法 人の登記事項証明書
- 丰
- 欠格事由に該 な
- 0 欠格事由に該当 な 旨
- コ その他募集要項で定め る書
- (3)提出場所及び提出方法
- (2)の場所へ持参し、 又は郵送すること。 なお、 郵送による場合
- 平成二十九年十月十日 火 必着とすること。
- 七 の候補の選定
- 1 指定管理者候補選定委員会
- くりセンタ 指定管理者候補選定委員会を設置 0 て審査基準 て審査を行 提出された

募集要項に定めるところにより、 指定管理者の候補を選定する。

- 2 審查基準
- (1) 往民 の平等 な利用を確保することが できるものであること。
- (2)セ 機能を最大限に発揮させるとともに、 その管理に

係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3)事業計画に沿 0 た管理を安定し て行うことができるものであること。
- (4) その他セ のであること。  $\mathcal{O}$ 業務を効果的に行うため 知事が必要と認める基準に適合する

指定管理者の候補の選定結果の通知等

選定結果は、

指定の申請をした法人等

以下

県の

ホ

ジ等で公表する

(平成二十九

3

十一月を予定)。

八

指定管理者の候補に選定され 指定管理者の指定 ては、 県議会に おける議決を経た後に

指定管理者として指定する。

- 九 その他
- 提出書類は、返却しない。
- 2 ため必要な場合には、 提出書類の著作権は、 提出書類の全部又は一 申請者に帰属する。 ただし、 部を無償で使用することが 指定管理者の あ
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 提出書類は、 ]山県行政情報公開条例 平成 八年 崗山 県条例第三号) 及び

(平成十四 年岡 山県条例第三号) に基づく情報公開 0

となる。

- 申請書類が受理された後に辞退する場合 は、 辞退届を提出すること。
- 6 は 不正な行為が 提出書類に虚偽又は不正が あ 0 た場合その 文は 関係者に おい て不適法又

募集要項に定めるところによる。

- 十 問い合わせ先
- 六2(2)の場所

三五 第六十七 Ш Щ 以下 1 ンキュ ベ 条の ショ 規定により、 ンセ ター 指定管理者を次 (平成十四

平成二十九年八月

木

太

Щ

ンセ

1 市北

(1) 二〇〇平方

(2)六〇〇平方

(3)延床 約五、

研究室

 $\widehat{\boldsymbol{\psi}}$ 

研究室

大

(三〇室)、

試

作開発室

産学連携室 (四室)、 共用会議室 (三室)、 交流サ

タッフル ナー 更衣室・ シャワ

太陽光発電 システム、 屋外駐 車場等

が行う管理の基準

及び指定管理者の する規則 ンセンター条例施行規則及び 指定管理者が行うインキ 様書に規定するとおりとする (平成二十九年岡 指定 シ ョ よる改正後の ンセ ュベ セン 山県規則第四十 指定管理者 する規則 彐 ンセ 施行 の指定の申 0 (平成十 部を改正する条例 による改正後の 0 ユ (平成十 -七年岡 理 0 -四年岡 に関する規則 山県規 は、 (平成二十 Ш 則第百三十四号) 山 山

- セ -の施設 可に関すること。
- 2 セ  $\mathcal{O}$ 施設及び設備 維持管理に関すること。
- 3 その他インキュベーションセンターの運営に関すること。

# 四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日 から平 成三十五年三月三十一 日まで (予定)

# 五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金 て収受し、 インキュベ ーショ 以 下 ンセ 「利用 ター 0 管理運営に要する費用 指定管理者自 以下 管

- まこ、刂目斗をごう也つイノチュミ営費」という。) に充てるものとする。

に、 指定期間中に指定管理料を支払う。 インキュベ 利用料金その ーショ ンセ 他の ンターの管理運営費に充てるため、 ンキュベ セ ンタ  $\mathcal{O}$ 管理運営に係る収 は、 指定管 理者

に、 等収入見込額を差し 県と指定管理者が 指定管理料の 引い 額は、 締結する協定におい た額とし、 指定管理者の業務に係る 公募の際に指定管 経費の支出見込額 ら提案の か

# 六 指定の申請の方法

### 1 応募資格

- (1) 県内に本店、 以下 支店又はこれに という。) 準ずる事務所を置 き、 又は置こうとする法人その
- (2)法人等又はその代表者が、 れにも該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 項を準用する場合を含む。) (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項  $\mathcal{O}$ 規定により県に おける一 般競争 入札等 0 加を
- 制限されている者
- 工 規定による指定の取消しを受けたことがある者 (昭和二十二年法律第六十七号) 項
- オ る指定管理者 の成立を害し、 Iの 指 くは不正 手続 いて、 の利益を得るために連合した者 公正な手続を妨
- 力 (県に納税義務が 0 本店又は 新の

(3)の役員 0 (業務を執行する社員、 いずれにも該当しないこと。 取締役、 執行役その 他これらに準ずる者

 $\mathcal{O}$ 

都道府県税)

並 び

に消費税及び地方消費税

に未納があ

- 第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。 暴力団員等 (岡山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡 同 に該当する者 県条例第五十
- 暴力団 (岡山県暴力団排除条例第二条第一 号に規定する暴力団をいう。
- 同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
- ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有 て
- (4)情報通信又はもの 創業を支援した実績を有する法人等であること。 の分野における新技術若 開発又は

## 2 募集要項の配布

(1)

まで及び午後一 定める条例 平成二十九 (平成元年岡 年 時 八月十日 から午後五時までとする。 山県条例第二号)第一条第一 (木) から同年十月 ただし、 十月 火 項に規定する休 までの

### (2) 配布場所

尚山県産業労働部産業振興課産業支援班

〒七〇〇-八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六-二二六-七三五二(直通)

ファックス 〇八六一二二四一二一六五

電子メールアドレス sangyo@pref.okayama.lg.jp

### (3) 配布方法

お、 (1)郵送を希望する場合には、 (角形二号 期間内 「募集要項請求」 に (2) 場所にお Щ 県産業労働部 ズ  $\mathcal{O}$ と朱書きし 用紙が折らずに 宛先を明記 て直接に、 産業振興課 又は郵送に 郵便で(1) 二百五 円分の  $\mathcal{O}$ より配布を受けること。 間 切手を貼 に (2) か らダウン 0 た返信用 口

-ジアド ス http://www.pref. jp/soshiki/43,

- 3 募集説明会
- (1)

平成二十九年八 月二十八 日 月) 午後二時

から

(2)

 $\mathcal{O}$ か、 開催場所 加申 込方法等に は、 募集要項で定めるところに

よる。

指定の 申 請

- (1)

(2)

指定管理者指定申請書 以下

彐 ンセ ンター の管理に係る事業計画書及び収支予算書 「指定申請書」 という。)

- 工 指定申請書を提出する 日  $\mathcal{O}$ 属する事業年度に お け る法人等の 事業計
- オ ただし、 る事業報告書等とし、 作成されていない法人等にあ 等の事業報告書、 人等にあってはその設立時 指定申請書を提出する 指定申請書を提出する日にお 収支決算書及び財産目録 指定申請書を提出する日 日 における財産目録 属する事業年度の っては前事業年度を除 て前事業年度に 。 以 下 の三事業年度におけ
- 力 寄附行為、 規約その 他これら こに類す
- 丰 法人にあっ ては、 法人の 登記事項
- ク
- ケ の欠格事由に該当 な
- コ 欠格事由に該当し な
- その他募集要項で定める書類
- (3)提

又は郵送すること。 なお、 郵送による場合

平成二十九年十月十日 火

- 七 定管理者
- 1 指定管理者候補選定委員会の設
- $\Diamond$ るところにより 指定管理者の候補 指定管理者候補選定委員会を設置し、 0 て審査基準に基づ を選定する。 11 て審査を行 提出された申請 い 募集要項に定 書類
- 2 審査基準
- (2) (1)利用者の平等な利 用を確保することが できるも  $\mathcal{O}$ であること。
- 事業計画の 効率的な管理運営が図 内容がイ ・シキュ ベ 5 れるも シ 彐 ン センタ  $\tilde{\mathcal{O}}$ であること。 の機能を最大限
- (3)事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- 3 選定結果の通知等

う。 <u></u> 指定管理者の候補の選定結果は、 に宛てて通知するとともに、 県の 指定の申請をした法人等 ホ  $\Delta$ ジ等で公表する 。 以 下 申請 (平成二十九年

指定管理者の指定

八

「定管理者として指定する。 指定管理者 に選定された法人等に 0 V て は、 県議会における議決を経た後に、

- 提出書類は、 返却 ない
- 2 ため必要な場合には、 提出書類の著作権は、 提出書類の全部又は一部を無償で使用することが 申請者に帰属する。 ただし、 指定管理者の ある。 公表等
- 3 申請に係る経費は 全て申請者の負担とする。
- となる 個人情報保護条例 提出書類は、 岡山県行政情報公開条例 (平成十四年岡 山県条例第三号) (平成八年 · 岡 山 に基づく情報公開 県条例第三号) 及び
- 5 請書類が受理された後に辞退する場合は、 辞退届を提出すること。
- 6 は 提出書類に虚偽又は不正が 不正な行 あ 申 0 た場合その 他申請者又は関係者において不適法又
- 及び 定め な 募集要項に定めるところによる。
- + 合わ
- (2)湯所

[三五一] 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定によ

土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十九年八月十日

退任及び就任役員

砂川右岸土地改良区

土地改良区の名称

原 木 太

		万代	田	津下	松本	水内	万代	秋	小	石原	水	遠藤	小	堀木	安倉	南葉	矢部	西	坂根	尾﨑			
			中永太郎					山 四77	西		水川建太郎	滕	西			葉		山		岍	氏	退任役員	1
		伸 正	太郎	誠治	好 正	秀昭	晃 久	昭憲	最	憲郎	太郎	齌	誠	淳 夫	庄吾	栄	文 男	純彦	文雄	勝	名	役員	
羽原	三藤	万代	田中永太郎		松本	水内		秋山	小西	石原	水川建太郎	遠藤	小西	堀木	安倉		矢部	西山		尾﨑	氏	就	1
昭	一幸	伸 正	太太郎		好 正	秀昭		昭憲	最	憲郎	太郎	齌	誠	淳 夫	庄吾		文男	純彦		勝	名	就任役員	
11	IJ	"	"	"	11	11	"	IJ	"	"	11	"	IJ	"	"	11	11	IJ	"	岡山			
11	"	"	IJ	IJ	IJ	IJ	.,													市	住	住	
				"	"	"	"	"	"	"	IJ	IJ	"	"	"	"	"	IJ	"	鬼			
" 	草ケ部一五〇	瀬戸町観音寺一	古都宿三三七	"沼一八〇七	" " 菊山一三五	″ ″ 宿奥四〇〇	" " 観音寺四	》 瀬戸町笹岡七一九	" 古都南方三一六六	" 矢津一七三一	" " 一一五六-五	" 古都宿七六九	" "五一五	" 鉄九二〇	"上道北方一四六三"	"中尾五八三-四	" 沼一五六四-一	" " \(\tilde{-}\)	" 草ケ部一五三	山市東区谷尻二二五	戸	斤	
	草ケ部一五〇		古都宿三三七	沼一	"	"	"				" 一一五六		" 五.			中尾五八三-	沼一五六四-	IJ		東区谷尻二二五理	事の	听 理事監	

万代 孝一 " 瀬戸町観音寺五南葉 友義 " " 中尾七三一

[三五二] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十日

伊 原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六一九一 一二、一六二二—一六

許可を受けた者の住所及び氏名 総社市井尻野八四七

e東祥A二〇一号室

許可番号

岡山県指令建指第一〇一号

[三五三] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十日

伊原木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一二〇一二、

一二〇一六

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二〇一六プリシェール総社B二〇二

許可番号

 $\equiv$ 

岡山県指令建指第八九号

[三五四] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十日

伊 原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘西八丁目一五ー三

許可を受けた者の所在地、 岡山市北区野田四丁目六  $\overline{\phantom{a}}$ 

名称及び代表者の氏名

大和ハウス工業株式会社

岡山支社 向井

岡山県指令建指第三六三号

#### 第11913号 平成29年8月10日 岡山県公報

Ŧī.

許可番号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 [三五五] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十日

発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘西八丁目一五-三

公共施設の種類

三 位置及び区域

開発登録簿記載の

とおり

(開発登録簿は、

岡山県土木部都市局建築指導課におい

兀 名称及び代表者の

許可を受けた者の所在地、

閲覧に供する。)

ハウス工業株式会社

岡山市北区野田四丁目六

 $\overline{\phantom{a}}$ 

向井 和也

岡山支社

岡山県指令建指第三六三号

## ◎岡山県教育委員会公告

県生涯学習センター -条 例 (平成八年岡 山県条例第三十 九号。 「条例」という。)

第十一条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する

平成二十九年八月十日

岡山県教育委員

岡山県生涯学習センター(以下「センター」といる

2 所在地

岡山市北区伊島町三丁目一番一

- 3 施設概要
- (1) 敷地面積 四五、〇一〇平方メートル
- ② 建築面積 七、五七〇平方メートル
- (3) 延床面積 一四、三二〇平方メートル
- (4)施設内容

、学生食堂、喫茶棟、公衆便所及び駐車場

# 二 指定管理者が行う管理の基準

っる規則 規則 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、 ンター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。 (平成八年岡山県教育委員会規則第十九号)、 (平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号) 指定管理者の指定 岡 山 及び別 に示す 申請等に

三 指定管理者が行う業務の範囲

- の施設及び設備 (以下 「施設等」
- 2 施設等の利用の許可に関すること。
- 3 施設等の提供に関すること。
- 4 その他センターの運営に関し必要な業務

# 四 指定管理者の指定の期間

から平 成三十五年三月三十一 日まで ( 予 定

# 五 利用料金及び管理運営費

とい は、 指定管理者自

て収受し、 の管理運営に要する費用 (以下 「管理運営費」という。)

利用料金その に充てるため、 他  $\mathcal{O}$ は、 セ 指定管理者に対  $\mathcal{O}$ 管理運営に係る 指定期間 入 0 ほ 中 指定管 理料 ンタ を支払  $\mathcal{O}$ 

等収入見込額を差し 指定管理 引い が  $\mathcal{O}$ 締結する協定におい . た額と は、 指定管理者の業務に係る経費 公募の 際に指定管理者 の支出見込額 から提案の

## 1 50 1 50 2 50

- (1) 県内に本店、 支店又はこれに準ずる事務所を置 き、 又は置こうとする法人そ
- 他の団体(以下「法人等」という。)であること。

 $\mathcal{O}$ 

れにも該当しないこと。

(2)

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 項を準用する場合を含む。) 制限されてい 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項(同 の規定により県における一 般競争入札等の 加
- 工 規定による指定の取消しを受けたことがある者 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百 兀
- オ は 公正な価格の成立を害し、 県における指定管理者の指定の手続において、 若しくは不正の利益を得るために連合した者 公正な手続を妨 げ
- 力 (県に納税義務がない者に 並びに消費税及び地方消費税に未納があ あっ ては、 本店又は 所  $\mathcal{O}$
- (3)が次の (業務を執行する社員、 取締役、 執行役その れ
- 第二条第三号に規定する暴力団員等を 団員等 (岡山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡 -同じ。) に該当する者
- に規定す 以下

2 暴力団又は暴 、団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 募集要項の配布

### (1)

定める条例 まで及び午後一 平成二十九 (平成元年岡 年 時 から午後五時までとする。 月 一十月 山県条例第二号)第一条第一 (木) から 同年十月 ただし 一十月 火 項に規定する休日をいう。) までの午前 (岡 (休日を

#### (2)配布場所

〒七〇〇 山県教育庁生涯学習課企画推進班 八五七〇 山市北区内山下二丁

電話 (直通)

ファックス

〇八六

匹

三三五

電子メー ル アド ス syogai@pref.okayama.lg.jp

#### (3)配布方法

用封 お、 請求すること。 ることもできる。 筒 郵送を希望する場合には、 期間内 (角形二号 この表に に (2) また、 「募集要項請求」 0 場所に 県教育庁生涯学習課 お 宛先を明記 て直接に、 と朱書きし 又は郵送に 三百八十円 0 に入る大きさの ホ 郵便で(1)の より配布を受けること。 分の切手を貼った返信 期間内に(2) からダウンロ

ムペ ージアドレ ス http://www.pref.okayama. jp/page/287622.html

### 募集説明会 (現地説明会)

#### (1) 開催日時

平成二十九年八 月二十九 日 火 午前 か

### (2)

(1)  $\mathcal{O}$ ほ か 加申 ては 募集要項で定めるところに

#### よる。

指定の

申

#### (1) 受付期間

- (2) 提出書類
- ア 指定管理者指定申請書(以下「指定申請書」といる
- 1 センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ウ 法人等の概要
- 工 書を提出する日  $\mathcal{O}$ 属する事業年度に おけ 人等の事業計 画書及び

収支予算書

オ ただし、 法人等にあってはその設立時 る事業報告書等とし、 の事業報告書、 指定申請書を提出する日 指定申請書を提出する日 ない 法人等にあ 収支決算書及び財産目録 指定申請書を提出する日 0 における財産目録 っては前事業年度を除 属する事業年度 て前事業年度にお 以下 0 直近

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書

キ 法人にあっては、法人の登記事項証明書

ク役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立す

コ 13の欠格事由に該当しない旨の誓約者

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

(2)の場所へ持参し、 平成二十九年十月十日 又は郵送すること。 火 なお、 必着とすること。 郵送による場合

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、 提出された申請書類

「提出書類」 とい につ て審査基準 . 基 づ 11 て審査を行 募集要項

めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

- 審査基準
- (1) 内容が 住民 0 平等 な利 用を確保することができるもの であること。
- 画 内容がセンタ | の 機能を最大限に発揮させるとともに、

係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3)事業計画に沿った管理を安定して行うことができるもの であること。
- (4)ター の業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適
- 3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、 指定の申請をした法人等 (以 下 「申請

に宛てて通知するとともに、 県の 朩 ム ジ等で公表する (平成二十

十一月を予定)。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等につ ては、 県議会における議決を経た後に

指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、 申請者に帰属する。 指定管理者の

ため必要な場合には、 提出書類の全部又は一 部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

提出書類は、 山県行政情報公開条例 平成 八年 岡山 県条例第三号) 及び岡

個人情報保護条例 (平成十四 年岡 山県条例第三号) に基づく情報公開 0

となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、 辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正が あ 0 た場合その 他申請者又は関係者において不適法又

は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

な 募集要項に定めるところによる。

- 問い合わせ先

六 2 (2)の場所

## 岡山県教育委員会公告

Щ .県立図書館条例(平成十六年岡山県条例第二十六号。 以下 という。)

条の規定により、 指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

出 員

対象施設

岡山県立 図書館 以下 「図書館」 という。)

2

山市北区丸 0

目六番三〇号

施設概要

3

(1) 敷地面積

二七七平方

建築面積 三二八平方メ

(2)

延床面積 一九三平方メ

(3)

(免震構造)

一部鉄筋コンクリ (地下

駐車場

地上四階地下 階建、

指定管理者が行う管理の基準

成十六年岡山県教育委員会規則第十七号)、 (平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号) 指定管理者が行う図書館の管理 の基準は、 指定管理者 及び別に 山県立図書館条例施行 の指定の 申請等に関する規則 規則 伞

指定管理者が行う業務の範囲

理者業務仕様書に規定するとおりとする。

図書館の施設及び設備の

維持管理に関すること。

その他図書館 の管理に関 必要な業務

指定管理者の指定の期間

日

から平成三十五年三月三十一

日まで

(予定)

五.

図書館の管理運営に要する費用に充てるため、 指定管理者に対 指定期

に指定管理料を支払う。

は公正な価格の成立を害し、

若しくは不正の利益を得るために連合

指定管理者が締結す 指定管理 料の る協定にお は 公募の W て定める。 際に指定管理者 ら提案の た金額を基に、

## ハ指定の申請の方法

- (1) 県内に本店、 支店又はこれに 準ずる事務所を置 又は置こうとする法人そ
- 他の団体(以下「法人等」という。)であること。

 $\mathcal{O}$ 

れにも該当しないこと。

(2)

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 項を準用する場合を含む。) 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項 の規定により県における一 般競争入札等 0
- 工 規定による指定の取消 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) しを受けたことがある者 第二百 四十四条の二第十
- オ 県における指定管理者の指定の手続において、 公正
- 力 の都道府県税) (県に納税義務がない 並びに消費税及び地方消費税に未納があ 者にあ 0 ては、 本店又は主たる事 所の
- (3)法人等の役員 次の (業務を執行する社員、 いずれにも該当しないこと。 取締役、 執行役その 他これ 準ずる者
- 暴力団員等 (岡山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡 山県条例第五十
- 第二条第三号に規定する暴力団員等をい . う。 以下同じ。) に該当する者
- 暴力団 (岡山県暴力団排除条例第二条第 号に規定する暴力団をい う。
- 暴力団又は暴 力団員等と社会的 に非難され るべき関係を有
- 2 募集要項の配布
- (1) 配布期間

定め まで及び午後一 平成二十九年 (平成元年岡 時 から午後五時までとする。 7十月 木 県条例第二号) 同年十月十日 ただし、 条第 火 項に規定す までの

(2)

山県教育庁生涯学習課企画推進班

八五七〇 山市北区内山下二丁目四番

(直通)

ファックス 三四四

電子メールアド ・レス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3)配布方法

用封筒 お、 することもできる。 請求すること。 封筒の表に 郵送を希望する場合には、 期間内 (角形二号 に (2) 「募集要項請求」 の場所にお (A四サイズ 県教育庁生涯学習課 宛先を明記 て直接に、 の用紙が折らずに入る大きさの と朱書きして、 又は郵送に 三百八十円分の切手を貼った返信 朩 郵便で(1)の より配布を受けること。 ジからダウンロ 期間内に(2)

ージアドレ ス http://www.pref.okayama.jp/page/287549.html

募集説明会 (現地説明会)

(1)

開催日時

(2)その他

平成二十九年九 月 日 金) 午前十時 か

よる。

(1) Ø ほ か、 加申 募集要項で定めるところに

(1)

指定の

申請

2 (1)の期間

(2)

指定管理者指定申請書 (以下 「指定申請書」 とい

図書館の管理に係る事業計 画 [書及び収支予算書

工 書を提出する る事業年度におけ る法

才 る事業報告書等とし、 人等にあってはその設立時 指定申請書を提出する日 書を提出する日の 法人等にあ 収支決算書及び財産目録 指定申請書を提出する日 っては前 における財産目録 属する事業年度の 事業年度を除 て前事業年度に 以下 直近 「事業報告書等」 の三事業年度にお 業年度に設立された の三事業年度におけ ける法人

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書

キ 法人にあっては、法人の登記事項証明書

ク役員の名簿

ケ 12の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 13の欠格事由に該当しない旨の誓約が

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

(2)の場所へ持参し、 平成二十九年十月十日 又は郵送すること。 なお、 必着とすること。 郵送による場合

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

めるところにより、 「提出書類」 山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、 という。) 指定管理者の候補を選定する。 0 て審査基準に . 基 づ V て審査を行 提出された申請書類 募集要項に定

2 審査基準

(1) 画 内容が住民の平等 な利 用を確保することができるもの であること。

(2) 内容が図書館 の機能を最大限 発揮させるとともに、 その

経費の縮減が図られるものであること。

(3)事業計画に沿 った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) 他図書館 の業務を効果的 に行うため教育委員会が必要と認

するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者 に宛てて通知す の候補の るとともに、 選定結果は、 県の 指定の ホ 申請をした法人等  $\Delta$ ジ等で公表する (以下 (平成二十 「申請者」

一月を三気

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等につい 県議会における議決を経た後に、

指定管理者として指定する。

- 九 その他
- 提出書類は、返却しない
- 2 ため必要な場合には、 提出書類の著作権は、 提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。 申請者に帰属する。 ただし、 指定管理者の 公表等

申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

3

提出書類は、 岡山県行政情報公開条例 (平成八年岡山県条例第三号) 及び岡

個人情報保護条例 (平成十四年岡山県条例第三号) に基づく情報公開の

となる。

- 申請書類が受理された後に辞退する場合は、
- 6 提出書類に虚偽又は不正が あ た場合その 他申請者又は関係者において不適法又

は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

募集要項に定めるところによる。

- 問い合わせ先

六 2 (2)の場形

## ◎岡山県教育委員会公告

県立博物館 (昭和四十六年岡山県条例第四十六号。 という。)

第十二条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県教育委員

### i 1

岡山県立博物館(以下

2

岡山市北区後楽園一番五号

### 3 施設概要

- (1) 敷地面積 四、三二五平方メー
- (2) 建築面積 一、六三六平方メート:
- (3)六一九平方メ (後楽園事務所 三二三平方メー ルを含

#### む。

施設内容 展示室 (四室)、 学芸部門、 控室、

# 一 指定管理者が行う管理の基準

和 管理者業務仕様書に規定するとおりとする。 四十六年岡山県教育委員会規則第十一号)、 指定管理者が行う博物館の管理の基準は、 (平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号) 指定管理者の指定の申請等 に関する規

# 三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 2 その他博物館の管理に関し必要な業務

# 四 指定管理者の指定の期間

日 から平成三十五年三月三十一 日まで (予定)

## 五 管理運営費

博物館の管理運営に 要する費用に 充てるため、 は、 指 定管理者に対 指定期

# 中に指定管理料を支払う。

額は、 指定管理者 案の た金額を基に、

と指定管理者が締結する協定において定める。

の方法

- 1 成募資格
- (1)他 (以下 支店又はこれに とい 準ず る事務所を置き、 又は置こうとする法人そ
- (2)次  $\mathcal{O}$ れにも該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 項を準用する場合を含む。) 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項(同 の規定により県における一 般競争入札等の
- 工 規定による指定の取消しを受けたことがある者 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第十
- オ 力 は公正な価格の成立を害し、 の都道府県税) 県における指定管理者の指定の手続において、 (県に納税義務がない 並びに消費税及び地方消費税に未納があ 若しくは不正の利益を得るために連合 者にあ 0 ては、 本店又は主たる事 公正な手続を妨 新の
- (3)法人等の役員 次の (業務を執行する社員、 いずれにも該当しないこと。 取締役、 執行役その 他これ 準ずる者
- 第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。 暴力団員等 (岡山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡 以下同じ。) Ш に該当する者 県条例第五十
- 暴力団 (岡山県暴力団 排除条例第二条第 号に規定する暴力団をいう。
- 同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
- 暴力団又は暴 力団員等と社会的 に非難されるべき関係を有
- 2 募集要項の配布
- (1) 配布期間

まで及び午後一 平成二十九年 (平成 時 八月十日 から午後五時までとする。 山県条例第二号) (木) 同年十月十日 ただし、 条第 (火) 項に規定す までの 山

### (2)

山県教育庁文化財課文化財保護班

七00: 八 五 山市北区内山下二丁目四番六号

(直通)

, ツクス · 三 四 五. 五九

電子メー -ルアド レス bunka@pref.okayama.lg.

#### (3)配布方法

用封筒 お、 ることもできる。 請求すること。 封筒の表に 郵送を希望する場合には、 期間内 (角形二号 に (2) 「募集要項請求」  $\mathcal{O}$ (A四サイズ 場所にお 県教育庁文化財課のホ の用紙が 宛先を明記 て直接に、 と朱書きして、 折らず 又は郵送により配付を受けること。 二百五十円分の切手を貼った返信 郵便で(1)の 期間内に(2) 口

ムペ ージアドレ ス http://www.pref.okayama.jp/page/524455.

### (1) 募集説明会 (現地説明会)

開催日時

平成二十九年八月二十五

日

金)

午後

時

カコ

(2)その他

(1) Ø ほ か、 加申 募集要項で定めるところに

よる。

## (1)

指定の

申請

2 (1)の期間

(2)提出書類

### T 指定管理者指定申請書

博物館の管理に係る事業計 画 [書及び収支予算書

(以下

「指定申請書」

とい

## ウ

工 指定申請書を提出する日 0 属する事業年度に お け 仏等の 画書及び

収支予算書

オ 指定申請書を提出 属する事業年度の の三事業年度における法人

る事業報告書等とし、  $\dot{O}$ 人等にあってはその設立時 指定申請書を提出する日 収支決算書及び財産 指定申請書を提出する日 における財産目録 事業年度を除 目 て前事業年度におけ (以 下 「事業報告書等」と の三事業年度におけ る事業報告書等が

- カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書は
- キ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ク 役員の名簿
- ケ 12の欠格事由に該当しない旨の申立す
- コ 13の欠格事由に該当しない旨の誓約書
- その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、 平成二十九年十月十日 又は郵送すること。 なお、 必着とすること。 郵送による場合

# 七 指定管理者の候補の選定

- → 指定管理者候補選定委員会の設置
- めるところにより、 「提出書類」 山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、 という。) 指定管理者の 9 て審査基準に基づ 候補を選定する。 11 て審査を行 提出された申請書類 募集要項に定
- 2 審査基準
- (1) 画 内容が住民の平等な利用を確保することができるもの であること。
- (2) の機能を最大限 発揮させるとともに、 その 管理に係
- る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) るものであること。 業務を効果的 に行うため教育委員会が必要と認
- 3 選定結果の通知等
- 月を予定)。 定管理者の候補の 知す 選定結果は、 指定の申請をした法人等 ホ ジ等で公表する (以下 「申請者」 (平成二十

八

指定管理者の候補に選定された法人等につい 県議会における議決を経た後に、

指定管理者として指定する。

九

提出書類は、 返却しない

2 提出書類の著作権は、 申請者に帰属する。 ただし、 指定管理者の 公表等

ため必要な場合には、 提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、

提出書類は、 岡山県行政情報公開条例 全て申請者の負担とする。 (平成八年岡山県条例第三号)

個人情報保護条例 (平成十四年岡山県条例第三号) に基づく情報公開の

及び岡

となる。

申請書類が受理された後に辞退する場合は、

6

提出書類に虚偽又は不正が あ 他申請者又は関係者において不適法又

った場合には、

募集要項に定めるところによる。